

## 第 34 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 12 月 20 日 (木)

2. 招集日時 午後 1 時 30 分

3. 招集場所 役場 3 階第 1 会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、  
1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、  
4 番 福田 光雄、 5 番 山田 一夫、 7 番 畑林 悦男、  
8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、  
5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

6 番 荻谷 雅行、10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

1 番 古館 久

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主任 紫葉 優樹、  
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 34 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後 2 時 05 分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、10 名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席となっております。なお、荻谷委員、泉山委員、古館委員からは、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長　　ご異議がないので 11 番 中里照夫委員、1 番 古里典子委員のお二方をお願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長　　ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議事に入る前に、農地等の現状変更届出書及び認定電気通信事業者が行う農地転用に係る事業計画届出書について、事務局より報告いたします。

事務局　(別紙議案書により報告)

はじめに農地等の現状変更届出書の提出があり、受理いたしましたのでご報告いたします。

農地の所在、地目、面積、届出者については、資料のとおりです。11 月 29 日に届出があったもので、現状の耕作道が屈曲し狭隘地であるため、耕作道の拡幅及び排水対策等を実施するということで届出があったものでございます。現地確認については、荻谷委員と古舘委員と確認し、問題ないということで受理してございます。

続きまして、認定電気通信事業者が行う農地転用に係る事業計画届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。

全部で 6 筆ございまして、それぞれの農地の所在、地目、面積、届出者については、資料のとおりでございます。携帯電話の基地局等の新設工事ということでございまして、いずれも 5 m<sup>2</sup>ほどの転用となります。12 月 4 日付で届出がございまして、12 月 5 日付で県へ進達しております。

議長　　それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局　(別紙議案書により朗読、説明)

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。

番号 1 については、売買による有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認は清藤委員と西舘委員にお願いしてございます。

番号 2 については、贈与による無償移転の申請となります。現地確認は寺澤委員と古里委員にお願いしてございます。

番号 3 については、農業経営の規模拡大のための売買による有償移転の申請

となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認につきましては寺澤委員と古里委員にお願いしてございます。

番号4については、番号3と同様に農業経営の規模拡大のための売買による有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認につきましては寺澤委員と古里委員にお願いしてございます。

番号5については、相手方の要望により売買での有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認につきましては笹山委員と下谷地委員にお願いしてございます。

農地法第3条第2項の各号についての調査説明をいたします。いずれの案件についても、

第1号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号は個人であり適用となりません。

第3号は信託ではないため適用となりません。

第4号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

第5号下限面積については、権利取得後の経営面積が30a以上要件を満たします。

第6号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

第7号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、申請内容は許可要件を全て満たしていると判断されます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、清藤委員と私が、番号2～4については、寺澤委員と古里委員に、番号5については、笹山委員と下谷地委員にお願いしておりますので、それぞれ順に報告願います。

清藤委員 番号1について報告いたします。場所は〇〇地区内、〇〇集落です。町道を南方に進んだ右側に位置しています。譲受人の住宅周辺で、いずれも農地に囲まれています。譲受人は和牛繁殖農家でありまして、現在、大字〇〇〇第〇地割〇番〇は田として、その他の農地は草地として利用しています。譲渡人と譲受人は親族関係でもあります。農地を効率的に利用すると見込まれ、周辺農地への影響もないと考えます。よって許可相当であると思います。

寺澤委員 番号2について報告します。場所は〇〇地区内です。3筆いずれも自宅周辺100m以内の場所にあります。譲受人は譲渡人の長男であり、地区内では大規模な水田の経営を行っています。地域の貴重な担い手として頑張っており、父親の協力もあり効率的に利用できると思われれます。周辺農地への支障はなく、許可相当と思われれます。

続いて番号3と番号4についてですが、譲渡人は高齢のためリタイアされるということで、売買による譲渡をするということです。

番号3の場所は〇〇地区内にあり、〇〇〇川の東側にある区画整理された水田地帯の中に位置しています。北側が山林、東側、西側、南側が水田となっています。譲受人は会社員であります。兼業農家として水稻を栽培しており、農機具など整備されているため効率的に利用されると思われます。譲渡人と譲受人の水田は組田で、隣り合わせになっています。畔を取り除いて効率的に利用が可能であると思われます。周辺への支障はなく、許可相当と思われます。

番号4の位置、周囲の状況は、〇〇地区内、町道〇〇〇〇〇線の東側にあり、〇〇集落から〇〇方面へ200m位の場所に位置しています。東側が畑、北側、西側が水田、南側が山林となっています。申請地は譲受人の自宅に近く、地域の中心的な農家で頑張っているため、効率的な利用がされると思われます。周辺への影響もないため、許可相当と思われます。

笹山委員 番号5について報告いたします。〇〇〇〇〇地区内、国道〇〇〇号と県道〇〇〇号の交差点の東側にある〇〇〇橋の東側の袂から、南側約20m程度の所にあり、周辺は水田地帯です。譲受人の自宅からも約20m程度となっています。自家消費用の菜園として利用することです。譲受人は専業農家であり、農業機械などもそろっているため、効率的に利用できると思われます。家庭菜園として利用することで周辺農地への支障もないと思われるため、許可相当と考えます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議長 番号3について。

( 「異議なし」との声あり )

議長 番号4について。

( 「異議なし」との声あり )

議長 番号5について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することといたします。

日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見をお願いいたします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の状況については、資料のとおりです。

番号1については、5年間の使用貸借による新規の設定となります。新規設定のため、現地確認を木村委員と本田委員をお願いしてございます。所有者が亡くなっているため、法廷相続人での申請となります。なお、現地確認の結果、周辺農地への影響はないということで報告いただいております。受人にしましては、認定農業者の認定を受けておりまして、経営改善計画等から妥当であると判断されます。

番号2から番号4については、10年間の使用貸借による新規設定で、事前協議等を経て、農地中間管理事業を活用した申請となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思いますが、農委法第31条の規定の議事参与の制限により、中里委員は一時退席願います。

( 中里委員 退席 )

議 長 番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 中里委員の復席をお願いいたします。

( 中里委員 復席 )

議 長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号3について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号4について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

日程第5、議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見をお願いいたします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、所有者、権利の設定を受ける者の状況については、資料のとおりです。

先ほどの議案第2号の番号2から番号4の申請を受けて、農地中間管理機構から受人へ10年間の使用貸借権の設定をするものでございます。配分理由につきましては、地域内の話し合いにより農地集積に繋げるためということでございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第3号、農用地利用配分計画案については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法の適用外証明願について、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。非農地の理由については、平成元年頃に造成工事を行い、資材置場として利用していましたが、平成10年に息子が住宅を建築し現在に至るということで、適用法令に関して不知だったためということでございます。現地確認につきましては、古舘委員と福田委員をお願いしてございます。申請地の位置図を資料に添付してございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、古舘委員と福田委員にお願いしておりますので、報告願います。

事務局 古舘委員が欠席のため、お預かりした現地確認書を事務局より代読させていただきます。

12月18日に事務局同席で現地確認を行ってございます。申請地の場所につきましては、役場〇〇出張所の南側の町道沿いにございまして、出張所より300m程東側にございまして、居宅1棟、ボイラー室1棟が所在しているということで、確認者の意見としましては、勘違いや関係法令に不知であったこともあり、農地以外になってから長年経過しており、また、周辺農地への影響もなく、許可相当ということでございます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することといたします。

日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更に対する意見について、規則に基づきまして、事前協議の部分になりますが、軽米町長より意見を求められましたので審議をお願いいたします。

それぞれの土地の所在、地目、面積、申請者の状況については、資料のとおりです。

番号1については、用途が一般個人住宅用地ということで、居宅、駐車場等の整備計画でございます。

番号2については、用途が植林用地ということで、カラマツの植林の計画でございます。

番号3については、用途がその他建物用地ということで、事務所、駐車場の整備の計画となっております。

番号4については、用途が植林用地ということで、カラマツの植林の計画となっております。

番号5については、用途がばっ気処理槽、鳥インフルエンザ等による死鳥埋却地の計画ということで、工鉦業用地ということになります。

いずれの案件につきましても、農振農用地から農用地区域外への除外の申請となりまして、農振除外になった場合には、農地区分は第2種農地と判断されるものでございます。



( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号3について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号4について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号5について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第5号、農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

ここで、協議事項へ入ります。

農業委員会の委員定数の条例改正に伴う、規則等の改正について事務局より説明願います。

事務局 (別紙資料により説明)

別添資料の協議事項1、協議事項2により説明いたします。

以前から検討してきました委員定数の条例改正が、12月の定例議会で決定されましたので、それに伴いまして、軽米町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則と軽米町農業委員会規定の改正について協議をお願いいたします。

協議事項1としまして、農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について、区域が軽米、小軽米、晴山となっており、人数の基準が軽米2人、小軽米2人、晴山2人であったものを、軽米4人、小軽米3人、晴山3人に変更するものでございます。農業委員会規定につきましては、第2条の部分になりますが、農業委員を12人から10人、最適化推進委員を6人から10人に変更するものでございます。

事務局長 11月29日の軽米町全員協議会において、農業委員等の定数に関する条例の改正について説明しました。その後、12月の定例会が開会されまして、12月10日の特別委員会において様々な意見が議員の方々から出されました。結果的

に全議員の方から納得していただいたということで、12月12日の最終本会議では全会一致で承認いただきました。これからが重要な部分になると思いますが、条例の改正に基づきまして、来年1月11日から委員の推薦及び応募の受付が開始されます。皆様方の協力をお願いしたいと考えております。

議長 ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないようですので、改正案のとおり決定することといたします。ここで休憩にします。事務局より業務報告等お願いいたします。

( 午後3時5分 休憩 )

~~~~~

( 午後3時30分 再開 )

議長 再開します。  
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
これをもって、第34回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 午後3時30分 閉会 )